平成２３年（フ）第８４号
山梨県都留市小野1287番地23、開始決定時の住所北海道札幌市白石区中央二条２丁目１―７　レオパレスエクセラン207
破産者　瀧本　次男
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７６号
名古屋市緑区砂田１丁目711番地　ミレニアムＡ103号
破産者　浅野　美喜
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５１号
名古屋市東区大幸１丁目３番８号　宝マンション矢田610号
破産者　藤澤　　光
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２号
滋賀県彦根市芹町10番28―601号、開始決定時の住所滋賀県愛知郡愛荘町東円堂2041番地
破産者　塚本　精一
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２０８３号
兵庫県西宮市甲子園三番町９番33号
破産者　北村　　薫
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２００号
大阪府八尾市佐堂町１―７―４　ピアパークⅡ305号室、開始決定時の住所大阪府八尾市佐堂町１丁目３番17―401号
破産者　小橋　　雅（旧姓大儀）
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９７９号
大阪市生野区中川東２丁目４番１号
破産者　二出川　大
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２０４号
京都府八幡市欽明台東５―１　Ａ―305号、開始決定時の住所大阪府枚方市楠葉面取町2195番地の19
破産者　森本　　誠
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５１７号
大阪府茨木市末広町２番５号
破産者　濱上　隆司
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５２１号
大阪府枚方市藤阪元町２丁目32番８―205号
破産者　堤　　則昭
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３６３号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2213番地の２４―304号、前住所大阪府河内長野市南青葉台16番５号
破産者　久本商店こと　久本隆一郎
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
堺市堺区田出井町１番２―3711号、開始決定時の住所堺市西区鳳西町２丁28番地３
破産者　北口　良一
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
大阪府泉佐野市湊３丁目13番５号
破産者　西川　嘉藏
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９８０号
堺市南区竹城台１丁２番32―904号
破産者　西田　武史
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
愛媛県西条市明屋敷740番地　コーポグリーンハウス103号、前住所愛媛県新居浜市土橋２丁目４番35号
破産者　上谷　孝子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７０９号
北九州市小倉北区下到津４丁目５番23―301号、開始決定時の住所北九州市小倉北区熊谷１丁目９番４号
破産者　牛島　和充
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０４２号
東京都小金井市本町４丁目16番14号　コーポ畠山301、開始決定時の住所北九州市門司区西新町２丁目12番５号
破産者　秋田　映子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部